

東日本大震災に対処するための中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則の特例を定める省令の一部を改正する省令案
新旧対照条文

○東日本大震災に対処するための中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則の特例を定める省令（平成二十三年経済産業省令第六十七号）
（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（経済産業大臣の認定の特例等）</p> <p>第三条 特定贈与認定中小企業者が前条第一項の確認を受けた場合における規則第九条第二項第三号（常時使用する従業員の数）、第十二号（資産保有型会社）及び第十三号（資産運用型会社）の規定の適用については、次に定めるところによる。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 前条第一項の確認（同項第三号に係るものに限る。）を受けた特定贈与認定中小企業者が平成二十三年三月十一日以後に規則第九条第二項第三号、第十二号又は第十三号に規定する事実該当することとなった場合であっても、売上割合（当該特定贈与認定中小企業者の震災直前事業年度（平成二十三年三月十一日の属する事業年度の直前の事業年度をいう。次項において同じ。）における売上金額に対する当該特定贈与認定中小企業者の売上事業年度（規則第十二条第一項第六号に規定する贈与報告基準事業年度のうち、平成二十三年三月十一日の属する事業年度以前の事業年度を除いたものをいう。以下この号及び次項において同じ。）における売上金額の割合をいう。以下この号及び次項において同じ。）の次に掲げる場合の区分に応じた雇用割合（当該特定贈与認定中小</p>	<p>（経済産業大臣の認定の特例等）</p> <p>第三条 特定贈与認定中小企業者が前条第一項の確認を受けた場合における規則第九条第二項第三号（常時使用する従業員の数）、第十二号（資産保有型会社）及び第十三号（資産運用型会社）の規定の適用については、次に定めるところによる。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 前条第一項の確認（同項第三号に係るものに限る。）を受けた特定贈与認定中小企業者が平成二十三年三月十一日以後に規則第九条第二項第三号、第十二号又は第十三号に規定する事実該当することとなった場合であっても、売上割合（当該特定贈与認定中小企業者の震災直前事業年度（平成二十三年三月十一日の属する事業年度の直前の事業年度をいう。次項において同じ。）における売上金額に対する当該特定贈与認定中小企業者の売上事業年度（規則第十二条第一項第六号に規定する贈与報告基準事業年度のうち、平成二十三年三月十一日の属する事業年度以前の事業年度を除いたものをいう。以下この号及び次項において同じ。）における売上金額の割合をいう。以下この号及び次項において同じ。）の次に掲げる場合の区分に応じた雇用割合（当該特定贈与認定中小</p>

企業者の法第十二条第一項の認定（規則第六条第一項第七号の事由に係るものに限る。）に係る贈与の時における常時使用する従業員の数に対する当該特定贈与認定中小企業者の雇用基準日（当該売上事業年度の翌事業年度中にある贈与報告基準日（以下この号及び次項において「特定基準日」という。）の翌日から一年を経過する日をいう。次項において同じ。）における常時使用する従業員の数の割合をいう。次項において同じ。）が次に定める割合以上であるときに限り、当該特定贈与認定中小企業者は、特定基準日の直前の贈与報告基準日（当該特定基準日が平成二十三年三月十一日以後最初に到来する特定基準日である場合にあつては、平成二十三年三月十一日。次項において同じ。）の翌日から当該特定基準日までの期間は、これらの事実^イに該当しないものとみなす。

イゝハ（略）

企業者の法第十二条第一項の認定（規則第六条第一項第七号の事由に係るものに限る。）に係る贈与の時における常時使用する従業員の数に対する当該特定贈与認定中小企業者の雇用基準日（当該売上事業年度の翌事業年度中にある贈与報告基準日（以下この号及び次項において「特定基準日」という。）の翌日から一年を経過する日をいう。次項において同じ。）における常時使用する従業員の数の割合をいう。次項において同じ。）が次に定める割合以上であるときに限り、当該特定贈与認定中小企業者は、特定基準日の直前の贈与報告基準日（当該特定基準日が平成二十三年三月十一日以後最初に到来する特定基準日である場合にあつては、平成二十三年三月十一日。次項において同じ。）の翌日から当該特定基準日までの期間（規則第九条第二項第十二号又は第十三号に規定する事実^イに該当することとなつた場合にあつては、売上割合が東日本大震災の発生後最初に百分の百以上となつた売上事業年度にある特定基準日までの期間。次項において同じ。）は、これらの事実^イに該当しないものとみなす。

イゝハ（略）